

「ぷらら光電話利用規約」改定のお知らせ

2022年4月1日をもって「ぷらら光電話利用規約」を以下のとおり改定いたします。
 会員のみなさまには、ご一読のうえ、今後ご利用頂きますようお願い申し上げます。

「ぷらら光電話利用規約」の改定内容

旧	新
<p>第1条～第49条 (略)</p> <p>別記</p> <p>1. 提供区域と提供区間 (略)</p> <p>2. 相互接続通信の料金等の取扱い (1) ～ (略) (3) (4) <u>別記7の(5)に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち無線呼出し事業者等(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は別記7の(2)に規定する中継事業者若しくは無線呼出し事業者をいいます。以下同じとします。)</u>に係る相互接続通信(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は中継事業者に係る相互接続通信については、当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限ります。)の料金の取扱いは、次のとおりとします。</p> <p>ア. <u>ウ以外の場合であって、無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は中継事業者に係る他社相互接続通信については、当社が別に定めるものに限ります。以下この別記2において同じとします。)</u>以外の他社相互接続通信を伴うとき。その相互接続通信の料金は、その通信と、無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信を除く他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記7の(5)に定めるところによります。</p>	<p>第1条～第49条 (略)</p> <p>別記</p> <p>1. 提供区域と提供区間 (略)</p> <p>2. 相互接続通信の料金等の取扱い (1) ～ (略) (3) (4) 別記7の(5)に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち<u>中継事業者等(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は別記7の(2)に規定する中継事業者をいいます。以下同じとします。)</u>に係る相互接続通信(当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限ります。)の料金の取扱いは、次のとおりとします。</p> <p>ア. <u>中継事業者等に係る他社相互接続通信(当社が別に定めるものに限ります。以下この別記2において同じとします。)</u>以外の他社相互接続通信を伴うとき。その相互接続通信の料金は、その通信と、<u>中継事業者等</u>に係る他社相互接続通信を除く他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記7の(5)に定めるところによります。</p>

イ. ウ以外の場合であって、無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信以外の他社相互接続通信を伴わないとき。その相互接続通信の料金は、当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記7の(5)に定めるところによります。

ウ. 無線呼出し事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第5号に規定する電気通信番号により識別されるものに係る他社相互接続通信を伴って行われる通信のとき。その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記7(5)に定めるところによります。

(略)

料金表

(略)

第2類 通信料金

第1 音声利用IP通信網サービスに係るもの

1 適用

(1) 通信料金にかかる各基準等

(略)

項目	NTT東西の契約約款において定める該当箇所
国内通信の種類	(1) 国内通信の種類
県内通信及び県間通信に係る通信料金の適用	(2) 県内通信及び県間通信に係る通信料金の適用
区域内通信及び区域外通信の適用	(3) 区域内通信及び区域外通信の適用
通信時間の測定等	(4) 通信時間の測定等
通信地域間距離の測定	(5) 通信地域間距離の測定
<u>無線呼出し事業者等に係る相互接続通信の料金の適用</u>	(6) <u>無線呼出し事業者等に係る相互接続通信の料金の適用</u>
(略)	(略)

(略)

イ. 中継事業者等に係る他社相互接続通信以外の他社相互接続通信を伴わないとき。その相互接続通信の料金は、当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記7の(5)に定めるところによります。

ウ. 削除

(略)

料金表

(略)

第2類 通信料金

第1 音声利用IP通信網サービスに係るもの

1 適用

(1) 通信料金にかかる各基準等

(略)

項目	NTT東西の契約約款において定める該当箇所
国内通信の種類	(1) 国内通信の種類
県内通信及び県間通信に係る通信料金の適用	(2) 県内通信及び県間通信に係る通信料金の適用
区域内通信及び区域外通信の適用	(3) 区域内通信及び区域外通信の適用
通信時間の測定等	(4) 通信時間の測定等
通信地域間距離の測定	(5) 通信地域間距離の測定
<u>中継事業者等に係る相互接続通信の料金の適用</u>	(6) <u>中継事業者等に係る相互接続通信の料金の適用</u>
(略)	(略)

(略)